

制定 平成18年4月1日決定  
改正 平成24年8月6日決定  
平成26年5月19日決定  
平成27年10月1日決定  
平成29年5月19日決定  
平成30年3月30日決定

## 京都市クリーンセンター等への一般廃棄物収集運搬業者手数料の適用に関する 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）別表第1に規定する一般廃棄物収集運搬業者が市長の指定する施設に市長の指定する方法により搬入し、処分を委託する場合の手数料（以下「一般廃棄物収集運搬業者手数料」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(市長の指定する施設)

第2条 一般廃棄物収集運搬業者手数料に関し条例別表第1に規定する「市長の指定する施設」とは、市長が指定する時期に一般廃棄物収集運搬業者から提出された翌年度の作業計画書に基づき、その年度において市長が認めた昼間及び夜間の区分ごとに搬入が可能なクリーンセンター並びに横大路学園及び北積替所とする。

2 前項に規定する昼間及び夜間の区分は、次のとおりとする。

- (1) 昼間の区分 午前8時30分から午後5時まで
- (2) 夜間の区分 午後5時から翌日の午前8時30分まで

(市長の指定する方法)

第3条 一般廃棄物収集運搬業者手数料に関し条例別表第1に規定する「市長の指定する方法」とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市長が認めた収集運搬用の車両（以下「許可車両」という。）を使用すること。
  - (2) 市長が指定した各一般廃棄物収集運搬業者及び許可車両を判別するためのカードを使用すること。
  - (3) クリーンセンターへの搬入にあつては、市長が定めるクリーンセンターごとの1日当たりの搬入回数（以下「搬入枠」という。）の範囲内の搬入とすること。
  - (4) 本市が徴収する手数料の納入については、次条第2項の期限までに納入すること。
- 2 搬入枠を変更しようとするときは、別に定める手続を経て市長の承認を得なければならない。

(一般廃棄物収集運搬業者手数料の納入方法)

第4条 市長は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第40条第6項の規定により別に定めることとされている一般廃棄物収集運搬業者手数料の徴収については、

- 1 月間の搬入量の実績に基づき算定した手数料の額を翌月に当該一般廃棄物収集運搬業者に通知するものとする。
- 2 一般廃棄物収集運搬業者は、前項の規定による通知を受けた月の末日までに手数料を納入しなければならない。
- 3 前項に規定する期限までに、一般廃棄物収集運搬業者が一般廃棄物収集運搬業者手数料の納入を怠ったときは、前2項の規定は適用しない。

附 則（平成18年4月1日環境局長決定）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月19日環境政策局長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成26年度の手数料から適用する。

附 則（平成27年10月1日廃棄物指導課長決定）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年5月19日環境政策局長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年度の手数料から適用する。

付 則（平成30年3月30日廃棄物指導課長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年2月5日から適用する。